⑵　参集体制の確立

経済産業省は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築できるよう、職員の参集基準を防災業務必携に定めることとする。

3　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

⑴　経済産業省オペレーションルームの整備

経済産業省は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関する措置を実施するため、電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム等必要な資機材を備えた十分な広さを有する経済産業省オペレーションルームを整備・維持する。

4　武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員の研修等

⑴　現地への職員及び専門家の派遣体制の整備

経済産業省は、武力攻撃原子力災害が発生した場合において、必要に応じ、関係職員及びあらかじめ選定した専門家を直ちに現地に派遣できるよう、平素から体制の整備を行う。

第3節　武力攻撃原子力災害への備え

1　国民への啓発

⑴　平素における国民等への情報提供

資源エネルギー庁は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力施設周辺の住民に対して緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、周辺住民等に対して次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

・放射性物質及び放射線の特性
・原子力事業所の概要
・原子力災害の内容とその特殊性
・武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

第4節　武力攻撃原子力災害への対応措置

1　応急対策

⑴　現地への職員の派遣等

①　国民保護対策本部は、国民保護法第29条第3項の規定による都道府県対策本部長の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策拠点施設等に派遣する。なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛省、警察庁、海上保安庁等関係省庁に輸送支援を要請する。

⑵　原子炉施設等の使用が停止した際の電力供給の確保

①　原子炉施設等の使用が停止したときは、資源エネルギー庁は、実用発電用原子炉（原子炉等規制法第23条第1項第1号の発電の用に供する原子炉をいう。以下同じ。）の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取するとともに、当該原子力事業者以外の一般電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づき、業務改善命令、供給命令等を発出するものとする。

②　資源エネルギー庁は、指定公共機関である電気事業者による電力供給の確保のための措置の実施にもかかわらず、実用発電用原子炉の運転停止に伴い電気の需給状況がひっ迫したときは、国民生活の安定に必要な電力の確保を最優先に行うことを原則としつつ、国民に対する不要不急の電気の使用停止の要請、電気の使用制限等の措置を段階的に実施すること等により、電力供給の確保に最大限努力するものとする。

⑶　退避・避難、救急医療等応急対策

①　国民保護対策本部は、必要に応じ、武力攻撃事態等対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

②　国民保護対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、武力攻撃事態等対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

2　復旧対策

⑴　国民保護対策本部は、武力攻撃原子力災害が生じたときは、被災原子力事業所の状態の把握や応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。

⑵　また、避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の災害復旧対策を講じるものとする。

⑶　更に、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。

第5章　緊急対処事態への対処

第1節　緊急対処事態における活動体制の確立

1　経済産業省緊急対処保護対策本部

⑴　経済産業省緊急対処保護対策本部の設置

政府に緊急対処事態対策本部が設置されたときは、直ちに、経済産業大臣を長とする経済産業省緊急対処保護対策本部（以下「緊急対処保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、緊急対処保護対策本部は、速やかに、緊急対処保護対策本部を設置した旨を、緊急対処事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。

⑵　緊急対処保護対策本部の組織及び運営

緊急対処保護対策本部の組織及び運営については、防災関係機関等組織規程に定める。

⑶　緊急対処保護対策本部の事務

緊急対処保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・緊急対処保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
・緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内関係部局への提供
・省内関係部局からの被災情報その他の情報の取りまとめ
・緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事務

⑷　緊急対処保護対策本部の廃止

緊急対処事態対策本部が廃止されたときは、速やかに緊急対処保護対策本部を廃止する。

2　各地方支分部局緊急対処保護対策本部

⑴　各地方支分部局緊急対処保護対策本部の設置

各地方支分部局の長は、緊急対処保護対策本部が設置された場合において、必要があると認めるときは、各地方支分部局の長を長とする各地方支分部局等緊急対処保護対策本部（以下「地方緊急対処保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方緊急対処保護対策本部を設置した旨を緊急対処保護対策本部に報告するものとする。

⑵　地方緊急対処保護対策本部の組織及び運営

地方緊急対処保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、各地方支分部局の長が別に定める。